

東京税財政研究センター 会報 NO.119

2021.6.1

発行人 岡田俊明
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F

TEL 03(3360)3871

FAX 03(3360)3870

E-mail tzzkc@nifty.com

コロナ禍の センター運営の課題

理事長

岡田俊明

新型コロナウイルス感染症は変異株が猛威を振っており、緊急事態宣言も3回目。それも対象地域を拡大しつつ、期限も延長せざるをえない厳しい状況が続いています。

感染収束がまるで見えない状況下で、ワクチン接種が当面の希望の光ということなのでしょうが、オリンピック・パラリンピック開催を何が何でも意気込む政府・東京都。東京都医師会もついに中止提言やむなしとの態度を固めました。四面楚歌とも映りますが、中止をIOCに言い出せない日本政府の思惑には、賠償責任の問題があると推察できます。

要はお金。昨年1月のコロナ感染の当初から求められてきた大規模PCR検査がなぜできないのか、1年たってもコロナ重症病床の確保ができず「命の選択」が起きていることも、自粛要請に対して十分な補償を行おうとしないのも、すべて、お金(=財政)を使いたくないという一点に集約されそうに思えてなりません。10兆円も用意したはずの3次までの補正予算のコロナ対策予備費も残り5080億円(3月末)。いったい何に使ったのかという疑問も出てきます。

また、税制改正も大改正はないといっても、毎年、膨大な内容の改正が行われています。解説書にして1000ページを超える分量です。今年の日玉の一つはDX(デジタル・トランスフォーメーション)税制。世は、何でもかんでもデジタル化。企業の経理事務も、税理士業務も当然のごとくデジタル化の波が覆いかぶさってきます。とはいえ、流行りのAI(人工知能)

の開発は50%が失敗しているそうですから、そう簡単ではなさそうです。9月には政府内にデジタル庁が発足します。「縦割り行政」が無くならないままで、この新しい役所がうまく機能するかは大いに疑問です。

さて、コロナ禍で当センターも御多分に漏れず、理事会も、春と秋恒例の「公開講座」も、そして総会までもが開催が難しい状況になっておりましたが、なんとか本年8月の総会を開催すべく準備を進めております。もっとも、情報発信をしなければならないこうした時期に、十分な対応ができていなかったことにつきましては、理事長としてお詫び申し上げる次第です。会員の皆さんのご援助、ご協力をいただきまして、こうした時期だからこそその情報発信、問題提起を続けて参りたいと存じます。

会員の皆さんが健康で過ごせますよう、そして、引き続き当センターの活動へのご参加を切にお願いいたします。

第27回通常総会

8月23日(月)13:30~

会場・全労連会館(お茶の水)

当日はコロナ対策に万全を期し対応を致します。



特例猶予の猶予期限の延長を認めず

特例に代わる国税庁の「代替措置」を活用

角谷 啓一・会員

昨秋、コロナの動向がますます深刻化する中で「特例猶予の猶予期間の延長を」の声が強まっていたが、政府・財務省は延長に背を向けた。結局、特例猶予期間は、「令和2年2月1日から令和3年2月1日の間に発生する納期限から1年間」で終了となった。その判断は、現時点のコロナの動向を見ても間違いだったことは明白だ。

そこで、国税庁・総務省は、令和3年早々、「新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ」と題するFAQ・通知等の「追加版」を急ぎ発出した。いわば、特例猶予の延長を認めなかった「代替案」ともいえるものだ。それなりの緩和策が講じられているので、活用することをお勧めしておきたい。まず、特例猶予の延長がないとすると、現実の納税問題がどのような事態になるのか、国税を例に見てみよう。

そこで、Aさんの申告所得税を例に、法定猶予を検討してみよう。①まず、令和1年確定分（延長後の納期限：02.04.17）の支払である。これは、令和3年4月17日までの間、特例猶予を受けてきた税金である。納期限から6ヶ月以上経過していることから、職権の換価の猶予を令和3年4月18日以降の早い時期に願い出る。②もう一つの猶予対象は、令和2年確定分（延長後の納期限：03.04.15）である。これは、①の猶予対象が猶予処理済みの場合には、申請の換価の猶予が可能（徴151の2の2項2号）となる。猶予未処理の場合には、申請型が不可となるが、職権の換価の猶予の道が残されている。あるいは、①、②同時処理ということで、①、②とも申請型が認められるかもしれない。このように、2年分の納税対応を迫られるのである。

何が「緩和」されたのか。通常、法定猶予を行なう場合の添付書類は、猶予の対象金額が100万円超の場合は財産目録及び収支の明細書が必要となる。ところが、今回の緩和策（国税庁のFAQ33）によって、より簡略的な「財産収支状況書」で足りる、とされた。また、自分で記載困難な場合には、「職員の聴き取り等に対応」という。換価の猶予などの法定猶予に伴う延滞税は、令和3年は年利8.8%のところ1.0%へと大幅に軽減された。よって、換価の猶予を積極的に求め

ることが極めて重要である。さらに、猶予の始期は原則、猶予の申請時（職権の場合＝願出）ですから、早期に手続きを取ることが肝要だ。

換価の要件は、納税についての誠実な意思のほか、「一時の納付により事業の継続・生活の維持が困難になるおそれ（申請型）」、又は、「直ちに換価することにより、事業の継続・生活の維持を困難にするおそれ（職権型）」であるから、少なくとも、滞納税金等に誠実に向き合うという姿勢と、一定の資金繰りの困難さが問題視される。

最後に、職権の換価の猶予は「申請書」はないので、実務上、「分割納付計画書」等の書式が税務署に用意されているので、担当者に確認されたい。

コロナ対策で
揺れる税務行政

岡田 俊明・会員

コロナ対応でかつてない対応を迫られている税務行政。今どうなっているのか、なかなか外からは見えにくい実情をのぞいてみた。

納税者への配慮は？

政府に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたのは昨年3月26日。緊急事態宣言が発せられたのは4月7日である。国税庁は3月6日付の国税庁告示1号で、申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付について、同年4月16日までの期限延長を行った。ただ、この期限到来後は「個別延長」の申請により延長可能とされ、それも申告書の余白等に所定の文言を記載するという簡易な申請方法（次ページへ）



(前ページより)

を可とした。これは、法人税や相続税などの申告等についても同様の取扱いとされた。

この措置は、国税通則法による延長ではあるものの、簡易な方法は極めて便宜的なものであり、実務上は大いに助けられたと思う。

コロナ第3波の下で、昨年同様に所得税等の期限延長が行われた(2月15日付国税庁告示3号)。3度目の緊急事態宣言が発せられたのは4月23日である。それに先立ち、緊急事態措置、まん延防止等重点措置が発せられていたが、問題は、期限延長が4月15日をもって終了し、個別延長は書面で行うこととされたことである。つまり、安易な延長は認めない方向で引き締めが図られたことになる。

結局のところ、3月決算5月申告を大量に抱える税理士には、延長なしの業務処理が求められたわけである。この延長措置というのは、つまるところ、税務署に相談を希望する納税者が集中しないよう(三密を避ける)に図られたものである。納税者や、税理士などの感染を回避することが目的ではなかったということになる。

税務署の内情

それでは、税務署の執務はどうなったのであろうか。政府からはリモートワークが要請されたが、KSKシステムが外部からの侵入を認めない現状では無理であるから、「在宅勤務」という名の「待機」になった。職員の勤務はシフト制となったのである。今も「仕事にならない仕事」が続いているのは、いかがなものだろうか。

税務調査は、原則中止となったが、昨年7月の人事異動後は徐々に再開されたものの、コロナ禍が続く中では件数的には少ないようである。その分、申告内容の「審理」の時間は確保でき、電話や書面での「調査」

が行われている。そうすると、納税者サイドからみて、「調査なのか行政指導なのか」が曖昧となるという問題が生じている。

現在、税務署窓口での相談は完全予約制になっていて、昨年は最大3か月待ちだったものが、現在は1か月待ちの状態(東京局)という。

特例猶予は2月1日で終了し、コロナ対応措置が消えている。コロナ収束が見えない中で、税務行政はコロナ後を見据えているようだが、期限延長と納税猶予、さらには無担保無利息での緊急融資等の納税・返済が始まると、「コロナ倒産」が急増するかもしれない。今ほしいのは、納税に関しては「減免制度」ではなからうか。

免税制度

問題解決の処方箋

小田川勇作・会員

2,480億円の増収

インボイス制度に移行する令和5年10月1日以降、免税事業者は適格請求書・適格簡易請求書(以下、インボイス)を発行できない。商売上の必要性から、インボイスを発行するためには課税事業者になることを選択して登録する必要がある。一度登録事業者になれば課税売上が1千万円以下になろうと免税事業者になることはない(再度免税事業者に戻るためには、「課税事業者選択不適用届出書」と「登録取消届出書」を提出する必要がある)。

財務省は、インボイスに伴って免税事業者が課税事業者を選択することから生じる増収が2,480億円であると試算している。この増収は単年度ではなく、毎年の増収となる。

この数字は、いわゆる益税の一部が国庫に納税されることを示す。ただし、簡易課税が存続するので益税問題は一向に解消しない。いってみれば、日本の消費税というのは、いい加減で、手間暇のかかる税制なのだ。まず、このことを確認しておきたい。

取引から排除?

免税事業者の悩みは、およそ三つではなからうか。

インボイスを発行できなければ事業者間の取引から排除されかねないということ。

登録番号を記載しない領収書の発行で免税事業者だということが分かってしまい商売がやりづらくなるということ。(次ページへ)

(前ページより) 課税事業者選択し登録をすれば、資金管理と事務負担が重くのしかかるということ。

なお、これらのことから、消費税というのは決して簡素・中立・公平な税制ではないということが分かるというものだ。

消費税のおさらい

B2B取引における転嫁と消費税の仕組み

さて、免税事業者の悩みに対する解決策を提示するにあたって、前段に消費税の仕組みを見ておきたい。消費税は前段階控除方式の税金であり、チェーンが繋がって成り立つ。しかし、間に免税事業者が入ると、チェーンが切れて前段階控除がおかしくなる。また、消費税に関する「身分」は、輸入を別にすれば事業者と消費者の二つの身分による税制であるが、チェーンが切れるとこの「身分」もおかしくなる。その確認である。

カッコつけて流行りのB2B (BtoB) において、A課税事業者、B免税事業者、C課税事業者という取引を考えてみよう。担税者は消費者である。

① <消費税がないときの取引>

商行為	粗利 (手元現金)
C 1,000 でBに販売、Cの仕入はない	$1,000 - 0 = 1,000$
B その商品を 2,000 でAに販売	$2,000 - 1,000 = 1,000$
A その商品を消費者に 3,000 で販売	$3,000 - 2,000 = 1,000$

税金のない通常の取引による各人の粗利は 1,000 である。

② <消費税率 10%・現行の区分記載請求書保存方式の取引>

込の粗利 (手元現金)	消費税納付額	納付後の手元現金	影響
C $1,100 - 0 = 1,100$	$100 - 0 = 100$	$1,100 - 100 = 1,000$	なし
B $2,200 - 1,100 = 1,100$	0	$1,100 - 0 = 1,100$	100 のプラス
A $3,300 - 2,200 = 1,100$	$300 - 200 = 100$	$1,100 - 100 = 1,000$	なし

商行為は同じ。Bも消費税をのせて売るとBに 100 の現金が利益としてもたらされる。

消費者は 300 の消費税を担税しているが、国庫には 200 しか入らない。国が 100 を損している。課税事業者は影響なし。

③ <消費税率 10%・適格請求書保存方式の取引>

込の粗利 (手元現金)	消費税納付額	納付後の手元現金	影響
C $1,100 - 0 = 1,100$	$100 - 0 = 100$	$1,100 - 100 = 1,000$	なし
B $2,000 - 1,100 = 900$	0	$900 - 0 = 900$	100 のマイナス
A $3,300 - 2,000 = 1,300$	$300 - 0 = 300$	$1,300 - 300 = 1,000$	なし

Bは消費税をのせることはできないので 2,000 でAに販売。

Aは免税事業者のBから仕入れて消費税を納付しても、正常取引の粗利と同一となり損はしない。この状態の取引ならBは排除されることはない。Aから買った消費者は 300 の消費税を担税しているのに、国庫には 400 の消費税が入っている。その訳は、Bが消費者の「身分」となり消費税を 100 担税しているから。つまり、二人の消費者が 400 を担税しており、国庫納入額と一致する。

消費税は事業者の負担はない税金だが、転嫁できなければBは消費者の「身分」となり、粗利がその分減り商売が大変になる。

④ <インボイス下でBが 100 の負担を価格に上積みした取引>

込の粗利 (手元現金)	消費税納付額	納付後の手元現金	影響
C $1,100 - 0 = 1,100$	$100 - 0 = 100$	$1,100 - 100 = 1,000$	なし
B $2,100 - 1,100 = 1,000$	0	$1,000 - 0 = 1,000$	なし
A $3,300 - 2,100 = 1,200$	$300 - 0 = 300$	$1,200 - 300 = 900$	100 のマイナス

Bが100の負担を回避するために価格を100引き上げることは自由である。そこでそれまでより100を値上げしてAに販売したとすれば、Aは商取引としての粗利が100減ることになる。消費者は300を担税したが、国庫には400が入る。今度はAが実質的に消費税を負担することになる。それはBの消費者という「身分」をAに「転嫁」したからで、Aが消費者の「身分」になったことから、Aが100を担税し損をすることになる。消費者の担税は400で国庫納入額と一致する。消費税の仕組み上では想定されていない「身分」の転嫁である。AはBの値上げを受けないか別の業者からの仕入を模索するであろう。

⑤ <インボイス下でAも100の値上げをした場合の取引>

込の粗利 (手元現金)	消費税納付額	納付後の手元現金	影響
C 1,100-0=1,100	100-0=100	1,100-100=1,000	なし
B 2,100-1,100=1,000	0	1,000-0=1,000	なし
A 3,410-2,100=1,310	310-0=310	1,310-310=1,000	なし

仮に、Aも値段を100引上げ3,100+310=3,410で売れば損は回避できる。なお、国庫には410が入るが、消費者の見た目には消費税の担税は310で100あわないように見える。それは錯覚。Bから消費者の「身分」を押し付けられたAが、今度は消費者にその「身分」を値上げの形で消費者に「転嫁」したのであるから、Aから買った消費者はその「身分」の担税分を加えて、まさに消費者の「身分」で実質410の消費税を担税したのである。いうまでもなく、国庫納入額と一致する。

Aにすれば、損はしないが値上げによって売れなくなる恐れが出るので、Bの値上げを拒否するか別の業者に変えることになる。

⑥ <インボイス下でBが課税・登録事業者を選択した場合の取引>

込の粗利 (手元現金)	消費税納付額	納付後の手元現金	影響
C 1,100-0=1,100	100-0=100	1,100-100=1,000	なし
B 2,200-1,100=1,100	200-100=100	1,100-100=1,000	なし
A 3,300-2,200=1,100	300-200=100	1,100-100=1,000	なし

消費者は300の消費税を担税し、その額300が国庫に入る。事業者は一切担税なし。消費税本来の仕組みに戻るので、問題はなさそうだ。

このように、B2Bで間に免税事業者が入ると負担や転嫁、値段や身分が入り乱れる。

解決策

そこで本題の解決策である。

(1) 消費税を廃止すること

みたように、消費税というのはいい加減で手間暇がかかる。そのうえ、簡素・中立・公平な税制でもない。その詳述は別の機会に譲るが、読者諸氏は実感されていると思う。

そんな税制は廃止するのが一番の解決になる。

身も蓋もないというなかれ。真剣に取り組むべき解決策なのである。

(2) 課税事業者を選択すること

消費税は消費者という「身分」のものが負担する。消費税は事業者の「身分」を持つものがチェーンを繋げれば消費税を負担することはない。つまり取引においては損をしない税金である。免税事業者になるということは、③のように「身分」が消費者になるということであり、B2B取引ではチェーンを切る存在となる。だから、免税事業者は事業者でありながら消費税を担税する。取引上はその分損をする。その損を避けるには、課税事業者・登録事業者となり、インボイスにより転嫁と納税を処理すれば問題は生じない。

一方、値上げで損を回避しようとする、④、⑤のように取引から排除される恐れがあるし、取引そのものに影響して商売に負をもたらすから、上策とはいえない。その点でも課税事業者・登録事業者を選択すれば排除されることはないし、経済に悪影響を及ぼすこともない。

(3) 租税特別措置で中小業者対策を行うこと

事業者は消費税を負担しないが、納税のために手間暇がかかり人件費や事務費の負担は大きい。自腹を切って国の徴税機関としての役割を担っており、源泉所得税の事業者負担で違憲問題が争われたことがあるが、それと同じ状況下にある。

免税制度も中小事業者の負担を軽減するためであり、インボイスのために課税事業者への転換がすすめばその対象は広がる。

そこで解決策としては、事業者はすべて課税事業者・登録事業者とし、消費税本来の仕組みであるチェーンを繋ぐことにする。そのうえで、中小業者対策として、租税特別措置を手当てする。

一例として、課税売上 500 万円以下（一応の線引き）の事業者は申告不要とする租税特別措置を設ける。なお、課税売上が該当する旨の届出書の提出を要件とする。

また一例として、申告不要では消費税の課税売上等と本来の納税額を課税庁が把握できないというなら、課税売上 500 万円以下の事業者の消費税納付額と同額を税額控除額とし、申告はするが納付税額はゼロとする特別措置を手当てすればよい。

法人税や所得税には数多くの租税特別措置があり、税率の引き下げや税額控除が手当てされているのであるから、消費税にも中小事業者向けの租税特別措置を置けばよい。

(4) 消費者を納税義務者とする

この論考は免税事業者に関してではあるが、消費税の諸問題を解決するには事業者をすべて課税事業者とすると同時にやるべきことがある。

それは、消費税の担税者である消費者に法的身分を与え、納税義務者とすることだ。つまり、全国民が消費税の申告をする納税義務者になるべきで、そのことで初めて担税者と納税義務者が一致する。その詳細は別の機会があればお知らせしたいが、そこでは最低生活費非課税などの措置がとれ、逆進性も緩和できる。

場違いというなかれ。源泉所得税と年末調整が大半の国民を税から遠ざけていることが問題視されているが、同質の問題であり、その解決は担税者が申告・納税の主体となることで解決する以外にない。

少し長くなったが、この論考に関心を持っていただければ幸いである。



第3回市とくらしを守る 税研集会

5月29日（土） 30日（日）
の両日、東京土建本部「けんせつプラザ東京」で開催されました。参加者は会場参加、リモート参加を含め全国から延べ344人。東京税財政研究センター関係者は33人でした。コロナ禍の緊急事態宣言かという厳しい条件の中、権力化する税務行政、デジタル化で複雑化する税制などについて全体会議、分科会と2日間にわたり熱心な討論を行いました。

ザ・コラム

河井夫妻の、税金を含む1億5千万円の資金による買収事件、近づく総選挙も睨み、政権、自民党は未だに責任を明確にしない。政権の中には「そのうち下火になる」との発言もある。「そのうち下火」、日本人に問いかける歴史的な課題だ◆近くでは、安倍前総理の在任中のウソが118回あり、福島原発の「アンダーコントロール」「桜を見る会」「森友・加計」などいずれもが未だに責任を取らぬまま「そのうち下火」を待っている◆原点を1945年の終戦に見る。兵隊だけではない、原爆、空襲の被害者、戦争孤児、終戦75年経て未だにに何の謝罪も補償もない。一方、天皇は何らの責任を取らず、戦犯が総理大臣になり、高級軍人は復権していく。それを当たり前のように入力してきた◆戦争の総括として始まった戦後の民主主義は、かすかな抵抗を残し、すでに崩壊しているように見える。それは日本に限ったことではない。21世紀半ばになろうとしているのに世界では、「独裁国」が復活し歴史の逆行が始まっている◆IT化、デジタル化、スマホの大勢支配など人間の必要性を超えて新自由主義の論理の中で進められ、多くの人間がそれを得たりとばかりに嬉々として受け入れている。そしてまた多くの人が切り捨てられている◆論理学者、高橋昌一郎氏いわく「非論理がまかりとおる背景にあるのは、ネットの発言がもたらした「情報過多」だ。大量に流れてくる情報が「真偽のわからぬまま」（筆者追記）あまりにも多いため、その場でうやむやにしておけば国民は忘れてしまう◆今、時代遅れと言われようが、原点にかえって再考すべきことが多々ある。戦前回帰を止めるために。（M・I）